

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）における在宅利用に係る届出書

年 月 日

（宛先）松阪市福祉事務所長

就労移行支援（就労移行支援（養成型）を除く。）、就労継続支援（A型・B型）における在宅利用を希望するため、次のとおり申請します。

〔 本人記入欄 〕

| | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 申請者 | 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 |
| | 住所 _____ 電話番号 _____ - _____ |
| 在宅でのサービス利用を希望する理由についてご記入ください。 | |

〔 事業所記入欄 〕

| | | | |
|-----------------------------------|--|-------|------|
| 事業所名 | | 事業所番号 | |
| 所在地 | | | |
| サービス種別 | <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型 | | |
| 連絡先 | 担当者 | | 電話番号 |
| 在宅支援を提供する曜日 | <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 | | |
| 在宅支援の提供内容 | | | |
| 在宅でのサービス利用における支援効果について詳細にご記入ください。 | | | |

※ 添付書類 個別支援計画 運営規程（すでに他の利用者で提出済みの場合は不要です。）

〔 事業所確認事項 〕

| |
|--|
| <p>(1) 在宅支援について利用者に十分説明を行い、書類を作成してください。</p> <p>(2) 利用者が相談支援事業所と契約している場合は、在宅サービスの実施について相談支援専門員と情報を共有してください。</p> <p>(3) 書類の提出がない場合や、支援内容が要件を満たさないと市が判断した場合などは、報酬算定が認められない場合もあります。</p> <p>(4) 在宅支援の内容や評価などは、必ず記録に残してください。指定の様式はありませんが、必要に応じて提出を求められることがあります。</p> <p>(5) 対象者と認める場合は受給者証に「在宅支援」と印字します。</p> <p>(6) 在宅時生活支援サービス加算対象者と認める場合は、受給者証に「在宅時生活支援サービス加算対象者」と印字します。</p> <p>(6) 実績記録票を提出する際、在宅支援実施日については、在宅支援と明記してください。</p> |
|--|

**裏面もご確認ください。

在宅でのサービス提供を実施する場合の要件について

1. 利用者について

- ① 在宅でのサービス利用を希望しており、同意を得ていること。
- ② 在宅でのサービス利用に係る支援効果が認められると市が判断した対象者であること。

2. 運営要件について

- ① 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。
- ② 指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出できるようにしておくこと。
- ③ 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。
- ④ 利用者に対し1日2回は連絡・助言又は進捗状況の確認を行い、日報を作成すること。また、訓練等の内容及び利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行えること。
- ⑤ 緊急時の対応ができること。
- ⑥ 在宅利用者からの疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑦ 事業所職員の訪問又は利用者の通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑧ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。
- ⑨ ⑦が通所により行われ、あわせて⑧の評価等も行われた場合、⑧による通所に置き換えて差し支えない。(その他、在宅と通所による支援を組み合わせることや、利用者が希望する場合にサテライトオフィス等でのサービス利用も可能。)

在宅時生活支援サービス加算について

「在宅時生活支援サービス加算」は、在宅利用者に対し、就労系サービス事業者が在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供し、その費用を就労系サービス事業所自らが負担した場合にのみ算定可能。

ただし、居宅介護や重度訪問介護を利用している方で、在宅利用をする際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難と市が認める場合に限られます。(前面〔事業所確認事項〕(6)をご確認ください。)

** 市処理欄

- | | |
|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 入力 (/) | <input type="checkbox"/> 在宅時加算対象者 |
| <input type="checkbox"/> 送付 (/) | 宛名番号 () |